条第一項、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第三条第一項、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第三条第一項若しくは地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間

附　則

この省令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、新政治推進協議会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第三百号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部新政治推進協議会の項中「東京都港区新橋二―一一―一四」を「東京都港区西新橋二―一一―一四」に改める。

○総務省告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、小平忠正から訂正の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第三百三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

小平忠正の項中「東京都港区新橋二―一一―一四」を「東京都港区西新橋二―一一―一四」に改める。

○総務省告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、社会活力研究会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百九号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

㈡　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体の部社会活力研究会の項中「滋賀県東近江市聖徳町一―六八」を「滋賀県甲賀市水口町新町二―四―六」に改め、㈣　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体の部社会活力研究会の項中「滋賀県東近江市聖徳町一―六八」を「滋賀県甲賀市水口町新町二―四―六」に改める。

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「育児休業をしている職員」を「育児休業又は配偶者同行休業をしている職員」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○総務省告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出について、岩永裕貴から訂正の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

岩永裕貴の項中「滋賀県東近江市聖徳町一―六八」を「滋賀県甲賀市水口町新町二―四―六」に改める。

○総務省告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党東京都参議院比例区第三十五支部及び若狭勝後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

㈠　政党の支部の部自由民主党東京都参議院比例区第三十五支部の項中「東京都足立区青井三―七―九」を「東京都足立区青井三―七―一九」に改め、㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部若狭勝後援会の項中「東京都足立区青井三―七―九」を「東京都足立区青井三―七―一九」に改める。

○総務省告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、若狭勝から訂正の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

若狭勝の項中「東京都足立区青井三―七―九」を「東京都足立区青井三―七―一九」に改める。

○法務省告示第七十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ジョージ・ボロヴァス

生年月日　千九百六十七年六月三十日

○法務省告示第七十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十六年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

一　指定を受けた者

氏　名　ジョージ・ボロヴァス

生年月日　千九百六十七年六月三十日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国コロンビア特別区において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第七十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　トレイシー・アン・ウィリスキー

生年月日　千九百七十六年七月三日